



一般社団法人幸寿会グループ 定款

第1章 総 則

第1条（名 称）

当法人は、一般社団法人幸寿会グループと称する。

第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第3条（目 的）

当法人は、予防医学の普及を通じて日本の経済発展を担う人々の健康に寄与し、もって社会全体の活性化に貢献することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 診療に関する情報の収集、研究及び提供
- (2) 診療所の開設及び運営
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条（公告の方法）

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

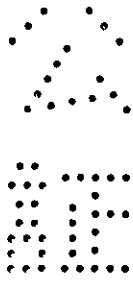
第5条（入 社）

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

第6条（退 社）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。



第7条（除 名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第8条（資格喪失）

社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- （2）除名されたとき
- （3）総社員の同意があったとき

2 社員は、前項により資格を喪失したときは、退社するものとする。

第9条（名 簿）

当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

第10条（構 成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

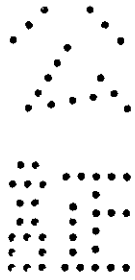
第11条（権 限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- （1）社員の除名
- （2）理事及び監事の選任及び解任
- （3）理事及び監事の報酬等の額
- （4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- （5）定款の変更
- （6）解散及び残余財産の処分
- （7）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第12条（開 催）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。



第13条（招 集）

代表理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第14条（議 長）

社員総会の議長は、社員の中から選任された者がこれにあたる。

第15条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第16条（決 議）

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

第17条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した社員は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役 員

第18条（役 員）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上5名以内
- (2) 監 事 1名

第19条（役員の選任）

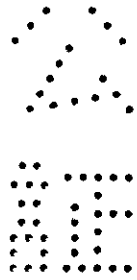
理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第20条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、理事会を総理し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代



表し、その業務を執行する。

第 21 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 22 条（役員の任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事は、第 18 条第 1 項で定める理事若しくは監事の定数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 23 条（役員の解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

第 24 条（役員の報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 25 条（取引の制限）

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 26 条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除



することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 理事会

第 27 条（構 成）

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 28 条（権 限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （１）業務執行の決定
- （２）理事の職務の執行の監督
- （３）代表理事の選定及び解職

第 29 条（招 集）

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第 30 条（議 長）

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第 31 条（決 議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第 32 条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の



規定による報告については、この限りでない。

第 33 条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 34 条（理事会規則）

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 6 章 基 金

第 35 条（基金の募集）

当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

第 36 条（基金の取扱い）

基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定めるものとする。

第 37 条（基金の拠出者の権利）

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

第 38 条（基金の返還の手続）

基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

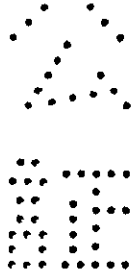
第 7 章 計 算

第 39 条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 40 条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事



が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第41条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第42条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

第43条（定款の変更）

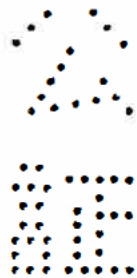
この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

第44条（解 散）

当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第45条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



第9章 附 則

第46条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

第47条（設立時の主たる事務所）

当法人の設立時の主たる事務所は、次のとおりとする。

東京都北区東田端一丁目6番9号 根橋ビル2階

第48条（設立時の役員）

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設 立 時 理 事 楠元 克幸、長野 真澄、高橋 綾子

設立時代表理事 楠元 克幸

設 立 時 監 事 町田 英之

第49条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

住 所 [Redacted]
[Redacted]

設立時社員 楠 元 克 幸

住 所 [Redacted]
設立時社員 楠 元 孝 典

住 所 [Redacted]
設立時社員 楠 元 悠 子

住 所 [Redacted]
設立時社員 高 橋 綾 子

第50条（設立時の事業計画）

設立時の事業計画は、設立時社員が作成する。

第51条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。



以上、一般社団法人幸寿会グループ設立のため、設立時社員 楠元 克幸 外3名の定款作成
代理人たる行政書士 望月 亜弓 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名す
る。

令和6年 4月15日

設立時社員	楠 元	克 幸
設立時社員	楠 元	孝 典
設立時社員	楠 元	悠 子
設立時社員	高 橋	綾 子

定款作成代理人

住 所 東京都豊島区池袋二丁目72番9号武谷ビル601号室

行政書士 望 月 亜 弓

日本行政書士会連合会 第20081587号





同 一 情 報 の 提 供

提供の日付： 令和6年4月15日

公証人： 小坂敏幸

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 銀座公証役場

中央区銀座4-4-1

請求対象の登簿管理番号： 24-0113001702002810

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2024年04月15日

請求対象の処理公証人： 小坂敏幸

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 銀座公証役場

中央区銀座4-4-1

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。